

環境省福島地方環境事務所の産業廃棄物処理施設設置許可申請書等の縦覧について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」といいます。）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設を設置しようとする者から許可の申請がありましたので、法第15条第4項の規定に基づき、**平成30年7月24日から平成30年8月24日まで申請書等を縦覧**していることをお知らせします。

告示：福島県報 平成30年7月24日付け 定例第3022号

申請者	環境省福島地方環境事務所 所長 室石泰弘 (福島県福島市栄町11番25号AXCビル6階)
産業廃棄物処理施設の設置場所	福島県双葉郡大熊町大字小入野字東平127 外10筆
産業廃棄物処理施設の種類	法施行令第7条第8号に規定する廃プラスチック類の焼却施設兼同条第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設 ×1基 ※ 当該施設は、放射性物質汚染対処特措法に基づく対策地域内廃棄物の処理を行うため上記設置場所に設置され、平成30年2月から稼働しているものです。
縦覧場所	(1) 福島県相双地方振興局県民環境部環境課 福島県南相馬市原町区錦町一丁目30番地 (2) 富岡町生活環境課 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚622-1 (3) 大熊町環境対策課 福島県いわき市好間工業団地1-43 (4) 双葉町住民生活課 福島県いわき市東田町二丁目19-4 (5) 双葉町郡山支所 福島県郡山市朝日1丁目20-2 (6) 双葉町埼玉支所 埼玉県加須市騎西36-1
縦覧期間	平成30年7月24日（火）から平成30年8月24日（金）まで (ただし、行政機関の休日（土・日・祝日）を除きます。)
縦覧時間	午前9時00分から午後5時00分まで
複写等について	携帯複写機、カメラ等を持参した場合は申請書を複写等することができます。 ただし、他に縦覧される方が多数いらっしゃる場合等は、複写等を御遠慮いただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

同法第15条第6項の規定により、本件申請に係る産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する方は、平成30年9月7日（金）まで意見書を提出することができます。

提出先	〒975-0031 福島県南相馬市原町区錦町一丁目30番地 福島県相双地方振興局県民環境部環境課 (電話：0244-26-1237)
提出期限	平成30年9月7日（金） 午後5時必着
提出方法	① 提出先への持参： 午後5時までに持参してください ② 郵送： 提出期限内必着 ③ 電子メール： souso.kenminkankyou@pref.fukushima.lg.jp

意見書の 記載事項	<ul style="list-style-type: none">① 意見書を提出しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名② 意見書の対象事業の名称（今回は「福島地方環境事務所の産業廃棄物処理施設設置許可申請（平成30年6月20日申請）」とお書きください。）③ 具体的な利害関係の内容④ 生活環境の保全上の見地からの意見 <p>→意見書は任意様式です。次ページ参考（電子データはこちら）。</p>
--------------	---